

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成21年12月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農業用河川工作物応急対策事業 (大規模)	新仏地区	平成21年12月 8日から 同 月28日まで	加 古 郡 稲 美 町 役 場



兵庫県告示第1212号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成21年12月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
篠山市栗柄字杉ヶ谷197の27（国有林。次の図に示す部分に限る。）、196の46（次の図に示す部分に限る。）、196の47
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
公共施設用地及び道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1213号

昭和62年兵庫県告示第997号（水防管理団体及び水防警報を行う河川・海岸の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年12月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

2(1)中「東条川」の右に「千鳥川」を加え、同(2)中「伊川」の右に「谷八木川、赤根川」を、「瀬戸川」の右に「喜瀬川」を加える。



兵庫県告示第1214号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨北播磨県民局長から報告があった。

平成21年12月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 被処分者
商号又は名称 株式会社大栄不動産
代表者氏名 前 川 太 郎
事務所所在地 小野市浄谷町1764- 1
免 許 番 号 兵庫県知事(6)第350213号
免 許 年 月 日 平成20年 8月21日
- (2) 処分の内容
平成21年12月10日から同月25日までの16日間の業務停止

- (3) 業務停止の範囲
宅地建物取引業に関する一切の業務
- 2 (1) 被処分者
商号又は名称 有限会社一道
代表者氏名 藤 本 勝
事務所所在地 三木市別所町小林688-6
免許番号 兵庫県知事(1)第350380号
免許年月日 平成18年5月17日
- (2) 処分の内容
平成21年12月10日から同月25日までの16日間の業務停止
- (3) 業務停止の範囲
宅地建物取引業に関する一切の業務



兵庫県告示第1215号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第9項において準用する同条第4項の規定により、次の景観形成地区の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成21年12月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 景観形成地区の名称及び種別
たつの市御津町室津地区歴史的景観形成地区
- 2 景観形成地区を変更する土地の区域
たつの市御津町室津の一部
- 3 景観形成地区の変更の案の縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課及びたつの市都市建設部町並み対策課
- 4 縦覧期間
平成21年12月8日から同月21日まで



兵庫県告示第1216号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第9条第3項において準用する同条例第8条第4項の規定により、次の景観形成地区に係る景観形成基準の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この景観形成地区の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成21年12月8日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 景観形成地区の名称及び種別
たつの市御津町室津地区歴史的景観形成地区
- 2 景観形成基準の変更の案の縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課、西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築第1課及びたつの市都市建設部町並み対策課
- 3 縦覧期間
平成21年12月8日から同月21日まで



兵庫県告示第1217号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。

ついては、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成21年12月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 アンダーツリー株式会社
 代表者の氏名 木 下 春 雄
 住所 大阪市西区北堀江2丁目5番12号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 キコーナ甲子園口店
 所在地 西宮市甲子園口北町155、156-3、157の一部
- 3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
 縦覧期間 平成21年12月 8 日から同月21日まで



兵庫県告示第1218号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成21年12月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
 阪神間都市計画道路
 3.5.86号猪名川左岸線
- 2 都市計画を変更しようとする土地の区域
 伊丹市下河原字西石塚、下河原1丁目、下河原2丁目、下河原3丁目、小坂田、中村字井ノ上、桑津1丁目、桑津2丁目及び桑津4丁目
- 3 都市計画の案の縦覧期間
 平成21年12月 8 日から同月22日まで
- 4 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び伊丹市都市基盤部道路公園室道路建設課



兵庫県告示第1219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成21年12月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画下水道
猪名川流域下水道
- 2 都市計画を変更しようとする土地の区域
伊丹市岩屋2丁目、尼崎市田能6丁目及び大阪府豊中市原田西町
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成21年12月8日から同月22日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、尼崎市都市整備局下水道室、伊丹市都市基盤部都市基盤室下水道建設課、宝塚市上下水道局施設部下水道建設課、川西市土木部下水道室下水道建設課及び川辺郡猪名川町建設部上下水道課



兵庫県告示第1220号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第2項の規定により、次のとおり道路の位置の指定を取り消した。

なお、その関係図書は、平成21年12月8日から淡路県民局洲本土木事務所建築課において縦覧に供する。

平成21年12月8日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H21淡路位置 廃0001号	21. 11. 24	南あわじ市福良字妙見甲560番3の一部	5.00	14.00



兵庫県告示第1221号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、その関係図書は、平成21年12月8日から淡路県民局洲本土木事務所建築課において縦覧に供する。

平成21年12月8日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H21淡路位置 0004号	21. 11. 24	南あわじ市福良字妙見甲558番の一部、甲560番3の一部	6.00	39.52
			5.00	9.00



兵庫県告示第1222号

平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部を次のように改正する。

平成21年12月8日

兵庫県知事 井戸敏三

表動物愛護センター出納員の款中

「動物管理事務所分任出納員」を 「動物管理事務所分任出納員
動物愛護センター分任出納員」に改める。
動物愛護センター支所分任出納員」
動物愛護センター支所分任出納員」

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）

エ 定款に記載された目的

この法人は、芦屋市を中心とした兵庫県に住む外国人を支援し、日本人と世界各国の人たちとの交流を深めるために、語学教室、在住外国人の日常生活支援、国際親善交流事業開催、及び国際交流に関する調査研究・情報提供事業を行うとともに、国際交流関係団体の支援事業等を行い、地球上のすべての人たちが文化や価値観の違いを認めて尊重しあい、みんなが家族であるという意識を共有する社会を創造することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成21年11月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人パーソナルカラーアナリストジャパン協会

イ 代表者の氏名 政 野 久 代

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区岡本1丁目2番27-810号

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般の不特定多数の方を対象に、パーソナルカラーを客観的に分析・提案できるパーソナルカラーアナリストの育成を図る。そのために、パーソナルカラーアナリストの資格認定を行うとともに、介護施設、幼稚園などへの講師派遣事業やカラーセミナーの開催を行う。更に神戸から発信する新しいカラー文化を創造する調査研究事業とカラー文化に関する情報発信事業を行う。そして、世界中のすべての人々に色という外見力で内面の知的レベルやすばらしさの表現方法を提案し、文化向上に寄与することを目的とする。

3(1) 申請のあった年月日 平成21年11月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハート・ケア・ステーション

イ 代表者の氏名 坂 西 麻 紀

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市野口町長砂220番地の14

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な地域の高齢者、障害者、それらの家族、その他のケアを必要とされる方などの地域住民に対して、居宅介護に関する事業を行い、福祉の向上、いきがいを実感でき、安心して暮らせる町づくりに寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあった年月日 平成21年11月24日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人世界健康フロンティア研究会

イ 代表者の氏名 家 森 幸 男

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市枝川町4番16号武庫川女子大学国際健康開発研究所内

エ 定款に記載された目的

この法人は、世界中の人々に対して、保健、医療又は福祉の増進、予防を含む健康科学の推進を図るために係る情報の収集、調査研究、講演会を通して啓発活動を行うとともに、特に“生涯”食育の推奨のため必要な人材の養成や派遣に関する事業を行い、広く世界中の人々に対して健康増進の発展に寄与することを目的とする。



特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成21年12月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
白川石油 株式会社	明石市大久保町江井島字蟹池1637-1	平成21年12月 1日



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成21年12月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地 売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
20	神戸市長田区宮川町3丁目2番1	232.33	宅 地
21	尼崎市東桜木町93番1	512.92	宅 地
22	宝塚市宝梅2丁目146番	220.78	宅 地
23	三木市末広1丁目85番3	663.29	宅 地
24	西脇市野村町字横山1796番138ほか	686.66	宅 地
25	姫路市安富町名坂字鎌谷421番1	658.30	宅 地
26	神崎郡福崎町東田原字通り堂1231番25	355.94	宅 地
27	朝来市山東町大月向字大道950番	625.92	宅 地
28	洲本市山手1丁目812番2	200.20	宅 地
29	洲本市山手1丁目812番4	202.40	宅 地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ アからウのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくとするところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

- 3 契約条項を示す場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
 - (1) 配布場所及び申込場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課
 - (2) 配布期間及び申込期間
平成21年12月8日（火）から平成22年1月12日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
 - (1) 物件番号20、21及び22
 - ア 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 - イ 日時
平成22年1月21日（木） 午前11時から
 - (2) 物件番号23
 - ア 場所
三木市宿原寺ノ前70
三木庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 - イ 日時
平成22年1月22日（金） 午前11時から
 - (3) 物件番号24
 - ア 場所
加東市社字西柿1075番2
社総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 - イ 日時
平成22年1月22日（金） 午後2時から
 - (4) 物件番号25及び26
 - ア 場所
神崎郡福崎町西田原1994番4
福崎庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 - イ 日時
平成22年1月25日（月） 午後2時から
 - (5) 物件番号27
 - ア 場所
朝来市和田山町東谷213番96
和田山庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 - イ 日時
平成22年1月25日（月） 午前11時から
 - (6) 物件番号28及び29
 - ア 場所
洲本市塩屋2丁目4番5号
洲本総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
 - イ 日時
平成22年1月26日（火） 午前11時から
- 6 入札保証金
 - (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
 - (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課

電話 (078) 341-7711 内線 2550・2551



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成21年12月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件 番号	所 在 地	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	構造等
A	西宮市甲子園 7 番町217番	473.89	499.60	・鉄筋コンクリート造、陸屋根、 4階建 1棟 ・鉄筋コンクリート造、陸屋根、 3階建 1棟など
B	神戸市垂水区神陵台 5 丁目190番	9,568.34	5,466.26	・鉄筋コンクリート造、陸屋根、 5階建 5棟 ・コンクリートブロック造、陸屋 根、平家建 1棟など
C	神戸市西区学園西町 6 丁目 3 番 3	1,636.00	—	—

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

- その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課
- (2) 配布期間及び申込期間
平成21年12月8日（火）から平成22年1月22日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 内覧の実施
- (1) 場所
物件所在地（現地）
- (2) 日時
- ア 物件番号A
平成21年12月21日（月）午後1時から午後4時まで
- イ 物件番号B
平成21年12月22日（火）午後1時から午後4時まで
- ウ 物件番号C
平成21年12月24日（木）午後1時から午後4時まで
- 6 入札の場所及び日時
- (1) 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- (2) 日時
平成22年1月28日（木） 午前11時から
- 7 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 8 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- 9 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先
兵庫県企画県民部管理局管財課
電話 (078) 341-7711 内線 2550・2551



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年12月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市社字広野前371番 1、371番 2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加東市社1217番地 1
有限会社創星不動産販売 取締役 松 山 忠 洋
- 3 許可年月日及び許可番号
平成21年11月 5 日
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1 - 7 - 2 号（21加東）

企 業 庁 公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成21年12月 8 日

兵庫県公営企業管理者 岡 田 泰 介

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積（㎡）	地 目
1	明石市大蔵谷字奥780番17	238.38	宅 地

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる者以外の者であること。
 - (1) 成年被後見人
 - (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者

(9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

(10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁管理局総務課

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所及び申込場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁管理局総務課

(2) 配布期間及び申込期間

平成21年12月8日（火）から平成22年1月12日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 物件番号1

ア 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成22年1月19日（火）午前10時から

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企業庁管理局総務課

電話 (078) 341-7711 内線 5409

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第119号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成21年12月8日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

1 政治団体の設立の届出

(1) 政党の支部

ア 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類
新 党 日 本 尼 崎 支 部	田 中 康 夫	須 山 卓 知	尼崎市神田中通4丁目163番地	衆議院議員

(2) その他の政治団体

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
青 山 か つ み 後 援 会	青 山 勝 己	青 山 直 樹	たつの市揖保川町神戸北山223-25
岡 崎 義 樹 後 援 会	岡 崎 義 樹	岡 崎 紀 代 美	西脇市大木町253番地の2
小 田 和 代 後 援 会	小 出 聡	武 田 裕 子	西宮市津門大塚町1-28 エクセル幸301号
柏 木 剛 後 援 会	柏 木 一 馬	柏 木 剛	南あわじ市八木養宜上394
活 動 報 告 会	岡 本 安 夫	岡 本 義 次	佐用郡佐用町下石井129
かんぬき久仁郎後援会	植 村 政 明	東 坂 正 義	豊岡市日高町堀607
くまだ司後援会	熊 田 司	奥 野 俊 夫	南あわじ市市青木160-11
久米啓右後援会	久 米 只 海	久 米 忍	南あわじ市賀集福井1130の1
幸福実現党兵庫県本部	竹 内 知 弘	石 田 巖	神戸市兵庫区塚本通6-2-18
市政の流れを変える市民の会	塩 谷 義 明	斉 田 修 一	たつの市龍野町富永513の1
新 生 兵 庫 懇 談 会	田 崎 雅 元	渡 邊 勝 幸	神戸市中央区栄町通4-2-18 キンキビルディング5階
谷 田 一 富 後 援 会	谷 田 一 富	谷 田 淳 子	美方郡新温泉町三谷208-1
田 村 国 光 後 援 会	田 村 国 光	田 村 徳 子	美方郡新温泉町三谷107-1
田 村 た く じ 後 援 会	田 村 拓 資	田 村 ひ ろ こ	南あわじ市神代喜来81-1
丹 治 和 彦 後 援 会	中 嶋 俊 二	山 下 博 明	神戸市灘区灘北通1-1-4 ノースナダ201号
チャレンジ神戸維新	黒 田 士 郎	黒 田 玲 子	神戸市灘区上野通4丁目1番3号
仲 間 一 成 後 援 会	山 本 福 男	小 畑 重 忠	美方郡新温泉町新市545番地
中 村 経 逸 後 援 会	前 田 保	中 村 忠	美方郡新温泉町三尾51
西 垣 好 博 後 援 会	西 垣 好 徳	米 田 雅 代	美方郡新温泉町居組325-1
西 村 敏 弘 後 援 会	山 本 勇	西 村 典 子	美方郡新温泉町栃谷537
波 多 野 優 後 援 会	田 路 亨	波 多 野 増 美	朝来市山東町滝田36-2
飛 田 秀 喜 後 援 会	飛 田 秀 喜	飛 田 弘 子	西脇市大垣内333番地の3
兵庫県理学療法士連盟	神 沢 信 行	濱 岡 健	尼崎市西長洲町2-8-12
松 本 和 幸 後 援 会	松 本 義 信	松 本 幸 造	西脇市寺内254

丸山純を育てる会	田上憲洋	浜口勝子	川辺郡猪名川町白金3-33-12
宮内としあき後援会	宮内敏明	宮内貞幸	多可郡多可町八千代区中野間1097
宮本やすお後援会	宮本和夫	宮本和夫	美方郡新温泉町諸寄3208の5
村井正信後援会	村井忠二郎	西山寛良	西脇市鹿野町1037-1
安田しょうじ後援会	森安良三	安田繁穂	多可郡多可町加美区市原186-1
吉田俊平後援会	吉田俊平	吉田良子	朝来市和田山町竹ノ内1309-2

イ 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類
宏友会	浜本宏	山田敏夫	神戸市中央区港島中町6-2-1-2-714	衆議院議員

ウ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類
宏友会	浜本宏	山田敏夫	神戸市中央区港島中町6-2-1-2-714	浜本宏	衆議院議員

2 届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

名称	異動事項	異動内容
自由民主党小代支部	主たる事務所の所在地	新 美方郡香美町小代区大谷51
		旧 美方郡香美町小代区城山68
	代表者	新 吉田範明
		旧 朝倉富征
自由民主党宝塚市支部	主たる事務所の所在地	新 宝塚市売布2丁目5-1-107
		旧 宝塚市安倉中5丁目14-21 (株)きく内
	代表者	新 森脇保仁
		旧 菊川美善
	会計責任者	新 坂下賢治
		旧 山本敬子
自由民主党兵庫県尼崎市第三支部	主たる事務所の所在地	新 尼崎市東七松町1-13-17
		旧 尼崎市七松町3-13-15-3F
自由民主党兵庫県西宮市第三支部	主たる事務所の所在地	新 西宮市寿町2-37-101号
		旧 西宮市末広町3-17 夙川ハイム403号
自由民主党兵庫県旅客船支部	代表者	新 加藤琢二
		旧 宮本嘉明

新 党 日 本 尼 崎 支 部	主たる事務所の所在地	新	尼崎市神田中通4丁目89番地
		旧	尼崎市神田中通4丁目163番地
	会計責任者	新	岡田竹識
		旧	須山卓知
民主党兵庫県第10区総支部	主たる事務所の所在地	新	加古川市加古川町寺家町111番地
		旧	加古川市野口町坂元87番地
民主党兵庫県第7区総支部	主たる事務所の所在地	新	西宮市馬場町1-4 北本ビル6階
		旧	西宮市六湛寺町9-10
民主党兵庫県第2区総支部	主たる事務所の所在地	新	神戸市兵庫区水木通3丁目1-8 川西ビル1階
		旧	神戸市兵庫区中道通1丁目2番10号 神戸不動産ビル2F
	会計責任者	新	山本正人
		旧	福永公彦

(2) その他の政治団体

名称	異動事項	異動内容	
青 山 け ん じ 後 援 会	主たる事務所の所在地	新	豊岡市中陰207-1
		旧	豊岡市中陰537-5
淡 路 市 民 党	名 称	新	淡路市民党
		旧	淡路市民会議
	会計責任者	新	竹中初代
		旧	竹中健二
石 井 登 志 郎 後 援 会	主たる事務所の所在地	新	西宮市馬場町1-4 北本ビル6階
		旧	西宮市馬場町1-4 北本ビル2階
V i s i o n 2 0 5 0	主たる事務所の所在地	新	西宮市馬場町1-4 北本ビル6階
		旧	西宮市六湛寺町9-10
岡 田 康 裕 を 支 援 す る 会	主たる事務所の所在地	新	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館216号室
		旧	加古川市野口町坂元87
岡 田 や す ひ ろ 後 援 会	主たる事務所の所在地	新	加古川市加古川町寺家町111番地
		旧	加古川市野口町坂元87
岡 本 ひ で き 後 援 会	代 表 者	新	朝野健次
		旧	谷口清

かしのたかひと後援会 孝人会	名 称	新	かしのたかひと後援会 孝人会
		旧	孝人会
	主たる事務所の所在地	新	神戸市須磨区緑が丘1丁目8番21号
		前	神戸市須磨区平田町3丁目3番11号
		旧	神戸市須磨区緑が丘1-8-21
	会計責任者	新	中澤 雅 都
旧		林 田 辰 也	
来 住 寿 一 後 援 会	会計責任者	新	黒 崎 茂 行
		旧	宮 崎 春 貴
近畿税理士政治連盟兵庫県第4支部連合会	代 表 者	新	藤 岡 保
		旧	澤 田 千 博
	会計責任者	新	岡 本 直 樹
		旧	小 林 雄 介
近畿税理士政治連盟兵庫県第3支部連合会	主たる事務所の所在地	新	西宮市戸田町4番26号 浦濱会計事務所内
		旧	西宮市南越木岩町7-13 ポニービル3階東耕勸治事務所内
	代 表 者	新	浦 濱 勇
		旧	東 耕 勸 治
	会計責任者	新	阪 上 恭 一
		旧	越 智 彰
黒 川 治 後 援 会	主たる事務所の所在地	新	尼崎市東七松町1-13-17
		旧	尼崎市七松町3-13-15-3F
神 戸 再 生 の 会	主たる事務所の所在地	新	神戸市兵庫区水木通3丁目1-8 川西ビル1階
		旧	神戸市北区緑町7-4-11
神戸リメイクプロジェクト	主たる事務所の所在地	新	神戸市須磨区緑が丘1丁目8番21号
		前	神戸市須磨区平田町3丁目3番11号
		旧	神戸市須磨区緑が丘1-8-21
	代 表 者	新	檜 野 逢 子
		旧	日 高 秀 敏
	会計責任者	新	中澤 雅 都
旧		檜 野 孝 人	
神戸は変わる神戸再生	名 称	新	神戸は変わる神戸再生
		旧	神戸再生

浩 龍 会	主たる事務所の所在地	新	宝塚市逆瀬川2-6-2
		旧	宝塚市栄町3-9-3-806
	会計責任者	新	池 畑 浩太郎
		旧	市 村 真 紀
サ ン メ イ 会	会計責任者	新	榎 本 滋 子
		旧	青 山 美 知 子
洲 本 市 医 師 連 盟	代 表 者	新	滝 川 卓
		旧	三 根 一 乗
高 木 よ し あ き 後 援 会	会計責任者	新	高 木 義 彰
		旧	須河内 かすみ
確かな明日の尼崎を考える会	主たる事務所の所在地	新	尼崎市南塚口町8丁目22番10号
		旧	尼崎市昭和通4-131
筒井のぶおを育てる会	主たる事務所の所在地	新	西宮市寿町2-37-101
		旧	西宮市寿町2-30-302
	会計責任者	新	田 中 正 剛
		旧	筒 井 由 利 子
仲 間 一 成 後 援 会	主たる事務所の所在地	新	美方郡新温泉町浜坂2844-1
		旧	美方郡新温泉町新市545番地
	代 表 者	新	萬 春 雄
		前	奥 村 昭 三
旧	山 本 福 男		
波 多 野 優 後 援 会	代 表 者	新	足 立 均
		旧	田 路 亨
林 晴 信 後 援 会	主たる事務所の所在地	新	西脇市下戸田270-22
		旧	西脇市下戸田84-2
馬 場 雅 人 後 援 会	代 表 者	新	中 村 政 行
		旧	仲 島 金 治
姫 路 市 歯 科 医 師 連 盟	会計責任者	新	中 川 豪 晴
		旧	西 山 孝 明
兵 庫 県 歯 科 医 師 連 盟 三 田 支 部	主たる事務所の所在地	新	三田市高次1丁目10-5
		旧	三田市中央町4-5
	代 表 者	新	中 西 透
		旧	古 田 巖
	会計責任者	新	尾 崎 司
		旧	中 西 透

兵 庫 県 獣 医 師 政 治 連 盟	代 表 者	新	和 田 英 男
		旧	小 島 秀 俊
	会 計 責 任 者	新	吉 川 博 敏
		旧	和 田 英 男
兵 庫 県 酪 農 政 治 連 盟	会 計 責 任 者	新	荒 木 歩
		旧	高 本 耕 作
藤 本 邦 之 後 援 会	会 計 責 任 者	新	藤 本 久 代
		旧	村 井 忠 二 郎
丸 岡 ま す み 後 援 会	会 計 責 任 者	新	竹 林 広 二
		旧	丸 岡 眞 澄
宮 田 弘 後 援 会	代 表 者	新	福 田 則 雄
		旧	宮 田 節 雄
森 本 潔 後 援 会	会 計 責 任 者	新	小 原 真 夕 美
		旧	武 智 博 之
山 本 け い こ サ ポ ー ト ク ラ ブ	会 計 責 任 者	新	山 本 敬 子
		旧	貝 畑 博 正
ゆ は ら 季 一 郎 後 援 会	代 表 者	新	西 中 静 子
		旧	藤 川 節 夫

3 解散の届出のあった政治団体

(1) その他の政治団体

名称	代表者氏名	解散年月日
尼 崎 市 政 を 考 え る 会	塚 田 晃	平成21年7月24日
さ か も と す ず み を 応 援 す る ク ロ ー バ ー 会	小 林 諾 子	平成21年8月14日
政 治 結 社 大 日 本 九 神 塾 播 州 支 部 松 神 会	神 崎 太 志	平成21年8月27日
税 理 士 に よ る 井 上 喜 一 後 援 会	楠 田 正 齋	平成21年9月17日
竹 内 友 江 後 援 会	竹 内 正 郎	平成21年6月30日
塚 田 あ き ら 後 援 会	水 口 健 三	平成21年7月24日
つ づ き 研 二 後 援 会	都 築 さ よ 子	平成21年6月20日
西 村 敏 弘 後 援 会	西 村 勝 美	平成21年9月25日
波 多 野 優 後 援 会	田 路 亨	平成21年8月7日
兵 庫 県 商 工 青 年 同 友 政 治 連 盟	島 垣 晃	平成21年7月3日
山 田 敏 彦 後 援 会	山 田 敏 彦	平成21年6月30日



兵庫県選挙管理委員会告示第120号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

平成21年12月 8 日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

1 資金管理団体の指定の届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日
岡 崎 義 樹	西脇市議会議員	岡崎義樹後援会	西脇市大木町253番地の2	岡 崎 義 樹	平成21年 9月7日
熊 田 司	南あわじ市議会議員	くまだ司後援会	南あわじ市市青木160-11	熊 田 司	平成21年 9月7日
黒 田 士 郎	神戸市議会議員	チャレンジ神戸維新	神戸市灘区上野通4丁目1番3号	黒 田 士 郎	平成21年 9月26日
浜 本 宏	衆議院議員	宏友会	神戸市中央区港島中町6-2-1-2-714	浜 本 宏	平成21年 9月1日
飛 田 秀 喜	西脇市議会議員	飛田秀喜後援会	西脇市大垣内333番地の3	飛 田 秀 喜	平成21年 9月7日
吉 田 俊 平	朝来市議会議員	吉田俊平後援会	朝来市和田山町竹ノ内1309-2	吉 田 俊 平	平成21年 9月1日

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
石 井 登志郎	衆議院議員	V i s i o n 2 0 5 0	主たる事務所の所在地	新	西宮市馬場町1-4 北本ビル6階
				旧	西宮市六湛寺町9-10
市 村 浩一郎	衆議院議員	浩龍会	主たる事務所の所在地	新	宝塚市逆瀬川2-6-2
				旧	宝塚市栄町3-9-3-806
岡 田 康 裕	衆議院議員	岡田康裕を支援する会	主たる事務所の所在地	新	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館216号室
				旧	加古川市野口町坂元87
樫 野 孝 人	神戸市長	かしのたかひと後援会 孝人会	名 称	新	かしのたかひと後援会 孝人会
				旧	孝人会
			主たる事務所の所在地	新	神戸市須磨区緑が丘1丁目8番21号
				旧	神戸市須磨区平田町3丁目3番11号
黒 川 治	兵庫県議会議員	黒川治後援会	主たる事務所の所在地	新	尼崎市東七松町1丁目13番17号
				旧	尼崎市七松町3-13-15-3 F
向 山 好 一	衆議院議員	神戸再生の会	主たる事務所の所在地	新	神戸市兵庫区水木通3丁目1-8 川西ビル1階
				旧	神戸市北区緑町7-4-11

3 資金管理団体の指定の取消しの届出

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	取消年月日
塚 田 晃	尼崎市議会議員	尼崎市政を考える会	尼崎市塚口本町8丁目1-1 (労組伊丹支部内)	塚 田 晃	平成21年 7月24日